

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

柴田町長 滝口 茂

市町村名 (市町村コード)	柴田町 ( 043231 )
地域名 (地域内農業集落名)	槻木地区 ( 槻木 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・槻木地区は50代の認定農業者及び個人の担い手が多い地区である。若い世代が耕作しているため、10年後の担い手の心配はないと思われるが、意向調査の結果として現状維持の意見が多数見られたため、今後離農者や農地を貸したい地権者が増加した場合に、円滑な受託の話し合いができるかが課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・槻木地区は、水稻を中心に耕作を行っている地区である。なお、ほ場整備事業の計画は無いが、離農者等が出た場合は、認定農業者を中心に個別・全体での話し合いを行いながら、農地の集積・集約化を進めて行く。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	115 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	115 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域を基本の区域とし、その中でも農業生産の中心となるエリアである農用地で担い手の意向や周辺農地の状況等を勘案し、農地の活用を促進する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・平坦地が多く耕作条件が良い地区なので、認定農業者や個人の担い手と話し合いをしながら農地の集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・現在の賃貸借の状況を把握し、将来の経営農地の集約化を目指し、農地の出し手・受け手に関わらず原則として農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・今後のほ場整備事業の計画が無い地区のため、農地の集積・集約化を少しでも推進するため部分的にでも耕作条件改善(農道拡幅、畦畔撤去)を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・若い世代の認定農業者を中心に後継者等の確保、新規就農者の育成をして行けるよう検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農業協同組合等からの協力を得ながら効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ③担い手への農地集積を図り、各担い手でスマート農業を導入し、作業の効率化・省力化を図る。
- ⑦遊休農地の拡大を防ぐため、地域で連携して資源保全活動に取り組む。